令和6年度 ふぐ処理師試験受験案内

◇ 願書受付期間 :令和6年8月13日(火)~ 令和6年9月2日(月)

◇ 願書提出先 : 小豆総合事務所、各保健福祉事務所、高松市保健所

◇ 試 験 日 : 令和6年10月20日(日)

◇ 試験会場:学校法人北川学園キッス調理技術専門学校

(香川県高松市天神前9-25)

香川県健康福祉部生活衛生課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL 087 - 832 - 3179

1 試験日時・会場

(1) 日時 令和6年10月20日(日)午前9時~ <受付>午前8時30分~午前8時45分

- ※ 試験開始時刻から30分以上遅刻した者の受験は認めません。
- ※ 試験の日程を変更しなければならなくなった場合には、随時、香川県のホームページでお知らせします。

(2) 会場 学校法人北川学園キッス調理技術専門学校

香川県高松市天神前9-25

(JR 高松駅より徒歩約20分、ことでん瓦町駅より徒歩約15分)

※ 試験会場への電話照会は、ご遠慮ください。

2 試験区分と試験科目

区分	試験科目	内容
筆記試験	水産食品の衛生に関する知識	 ◇ 水産食品に関する衛生法規に関すること。 食品衛生法及び関係法令に基づく施設基準、公衆衛生上必要な措置等に関すること。 ◇ 水産食品の衛生学に関すること。 食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理等に関すること。 ◇ 食品毎はは、香川県とどの加理等に関する条例、同条例統行規
午前9時~ (90分)	ふぐに関する 一般知識	◇ 食品衛生法、香川県ふぐの処理等に関する条例、同条例施行規則等の関係法規に関すること。◇ ふぐの種類と鑑別、ふぐを処理する際の留意事項、有毒部位の処分等のふぐの処理を行うにあたって必要な知識等に関すること。◇ ふぐの名称、特徴、ふぐ毒等のふぐに関する一般知識に関すること。
実技試験 午前11時~ (30分)	ふぐの処理	 ◇ 実物のふぐの種類を鑑別し、標準和名で答えること。 ◇ 食品を取り扱う者として衛生面に注意を払うとともに、用意された1尾のふぐを処理し、筋肉、皮、各臓器(取り出された内臓も各臓器等に分離すること)に分け、可食部と不可食部に区別し、各臓器を鑑別すること。

[※] 受験番号により、実技試験の開始時刻が異なります。

3 受験資格

ありません。

4 受験申込手続

(1)受付期間 令和6年8月13日(火)~令和6年9月2日(月) 午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日を除く)

※ 郵送等の場合は、9月2日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2)提出書類

必要書類	注意事項等	
ふぐ処理師試験受験願書	◇ 受験願書は、小豆総合事務所、各保健福祉事務所、高松市保健所、県生活衛生課で配布しています。◇ 香川県ホームページからもダウンロードできます。	
写真	◇ 出願前6か月以内に撮影した、上半身・脱帽・正面向きの縦4.5cm×横3.5cmのもの◇ 裏面に、氏名及び生年月日を記載してください。	
受験票返信用封筒	 ◇ 長形3号に84円分の切手を貼り付け、返信先を明記してください。 ◇ 受験願書の受付後、受験票及び受験上の注意を受験票返信用封筒に入れて郵送します。到着後、内容を確認してください。 ◇ 令和6年10月16日(水)までに受験票が到着しない場合や、受験願書の提出後に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに香川県健康福祉部生活衛生課(電話 087-832-3179)に連絡してください。 	

(3)手数料

香川県証紙 12,000円(ふぐ処理師試験受験願書に貼り付けてください。)

- ※ 小豆島を除く島しょ部又は県外在住の方が郵送する場合は、12,000円分の郵便為替を 無記名のまま同封してください。
- ※ 受験願書の受付後は、試験手数料の還付には応じられません。
- ◇ 「香川県収入証紙売りさばき所一覧」(香川県ホームページ) https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/13520/urisabaki.pdf
 - ※ 香川県証紙は、県内の各売りさばき所で購入できますが、売りさばき所によって営業時間が異なっており、また、すべての券種の在庫がないこともありますので、あらかじめ電話で確認されることをお勧めします。

(4) 受験願書等の提出先及び問合せ先

◇ 県内在住の方

名 称	所 在 地	電話番号	
香川県小豆総合事務所	〒761−4121	0879 (62) 1374	
衛生課	小豆郡土庄町渕崎甲 2079-5		
香川県東讃保健福祉事務所	〒769−2401	0879 (29) 8272	
衛生課(大川合同庁舎内)	さぬき市津田町津田 930 番地 2		
香川県中讃保健福祉事務所 〒763-0082		0077 (94) 0064	
衛生課	丸亀市土器町東八丁目 526 番地	0877 (24) 9964	
香川県西讃保健福祉事務所	〒768−0067	0075 (05) 4000	
衛生課(三豊合同庁舎内)	観音寺市坂本町七丁目3番18号	0875 (25) 4383	
高松市保健所	〒760-0074	087 (839) 2865	
生活衛生課	高松市桜町一丁目 10番 27号		

◇ 県外在住の方

名 称	所 在 地	電話番号
香川県健康福祉部生活衛生課	〒760-8570	007 (029) 2170
(県庁本館16階)	高松市番町四丁目1番10号	087 (832) 3179

- ※ 小豆島を除く島しょ部の方で持参が困難な方は、県生活衛生課へ郵送でお送りください。
- ※ 郵送する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験願書在中」と朱書きしてください。

5 試験当日に持参するもの

- ◇ 受験票、筆記用具(鉛筆、消しゴム)
- ◇ 調理を行うのに適した衛生的な着衣(例:白衣等)、前掛け、帽子(例:白帽、白三角巾等)、長靴(白長靴等)
- ◇ 包丁、ふきん(おおむね5枚以上)
- ◇ ポリ袋(靴や荷物を入れて移動する際に使用) 等 ※ 詳しくは、受験票に同封する「受験上の注意」でお知らせします。

6 合格発表

令和6年11月15日(金)午前9時に香川県庁東館玄関前の掲示板に合格者の受験番号を掲示する他、香川県ホームページにも掲載します。

また、受験者全員に郵便で通知します。

※ 電話等による個別の合否の問い合わせには、お答えできません。

7 試験の結果の提供

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、令和6年度香川県ふぐ処理師試験の結果について、口頭により提供の請求を行うことができます。

- (1) 提供する個人情報 科目別得点及び総合得点
- (3)提供場所不可以具定表面、
- (4) 持参するもの
 - ◇ 受験者本人が請求する場合:受験票
 - ◇ 法定代理人が請求する場合:受験票、法定代理人の身分証明及び戸籍謄本や住民 票などの代理関係が確認できる書類
 - ※ 電話、FAX、はがき、電子メール等による請求には応じられません。

8 その他

下記閲覧場所において、過去3年分の筆記試験問題と正答を閲覧することができます。

- ◇ 香川県庁東館M2階 県民室
- ◇ 各県民センター(小豆、東讃、中讃、西讃)
- ◇ 香川県立文書館